

1. 研究の概要と背景

1.1 研究の目的

特別支援学校（知的障害）や知的障害特別支援学級の在籍児童生徒は年々増加する傾向にあり、教員の専門性向上は重要な課題となっている。知的障害特別支援学級担任には、通常の教育課程に加え、特別支援学校（知的障害）の教育課程を参考とし、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成が求められる。在籍児童生徒の知的障害の状態や人数、学年などの多様な実態にあわせた各指導計画の作成や授業づくりが必要で、幅広い専門性が求められる。知的障害特別支援学級では、学級の在籍人数が少ないため学習集団は小さいが、年齢の幅や知的発達レベルの幅が特別支援学校と比べて大きくなる場合があり、学習集団の編成や教育課程を組むことがより難しいと言える。

2017（平成29）年に告示された新しい小学校学習指導要領に新しく加えられたポイント等もよく理解して、教育課程の編成や授業実践を行っていく必要がある。

今回の小・中学校学習指導要領（文部科学省, 2017）第1章第4の2の(1)のイに、以下に引用したように、特別支援学級における特別の教育課程という項が加わり、特別支援学級の教育課程編成について具体的に規定された。なお、「小学校学習指導要領解説総則編」（文部科学省, 2018）では「特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ることとした。」とある。

特別支援学級における特別の教育課程(第1章第4の2の(1)のイ)

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

さらに、上記（イ）において参照が求められている「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科」については、今回の改訂により、学びの連続性を重視した対応として、知的障害者である子供のための各教科の目標や内容についても、育成を目

指す資質・能力の 三つの柱に基づき整理し、その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、小・中学部の各段階に目標を設定し、段階毎の内容を充実させることや、知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができることが規定された。

先述のように、知的障害特別支援学級担任には、通常の教育課程に加え、特別支援学校（知的障害）の教育課程を参考とし、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成が求められ、今回の改訂の趣旨をよく理解して、知的障害教育を実践していくことが求められている。

2012（平成 24）年度に実施した特別支援学級の全国調査（国立特別支援教育総合研究所，2014）では、教育課程や指導に関して、集団での授業を全ての児童生徒のニーズに合うように展開することに最も困難を感じていることが明らかになっている。また、校内に特別支援学級が知的障害学級 1 学級のみで、特別支援級育を担当する者が自身のみであるという学校も一定数あり、特別支援教育の専門的な内容についての相談が身近ではできない教員もいる。

また、担任の特別支援学校教諭等免許状¹保有率は依然として低く、特別支援教育経験 3 年未満の教員が多いことが明らかになっている（国立特別支援教育総合研究所，2014；2020）。

このような状況から、特に特別支援教育経験の浅い知的障害特別支援学級担任の専門性向上は喫緊の課題であると考えられる。

多くの都道府県教育委員会や都道府県教育センター等においては、特別支援学級担任向けのハンドブックが刊行されているものの、新しい学習指導要領への対応については、先んじて取り組み始めた教育委員会・教育センターは幾つかあるものの、これから、といった状況である。さらに、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会が 2019 年 1 月 21 日発表）では、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。」とあり、観点別の学習評価を取り入れることがより積極的に示された。知的障害児の学習評価についての在り方は、これまで余り検討されてこなかった研究分野であるが、本研究所で行った特別支援学校（知的障害）の学習評価に関する研究知見（国立特別支援教育総合研究所，2015）を生かし、特別支援学級への展開・応用していくことが求められているといえよう。

さらに、日々の授業において学習評価も含めた授業づくりの PDCA サイクルをまわしていくことは、よりよい授業への改善や知的障害児に必要な教育課程への理解にもつながる。授業は毎日行われるものであり、知的障害教育の経験が浅い者であっても、子供のニーズに即し、子供の能力を引き出し、伸ばす授業の展開が求められる。音楽、体育、図工などの技能系科目は交流及び共同学習として実施される場合も多いが、国語や算数・数学は知

¹ 特別支援学校教諭等免許状とは、特別支援学校教諭免許状及び自立教科等の教諭免許状を指す。

的障害特別支援学級において、行われることが多く、また授業時数も多い科目である。

そこで、本研究では、国語と算数の授業づくり（指導目標の設定から学習評価までの一体化）を中心にしつつ、指導計画の作成や教育課程の編成なども分かりやすく示し、特に知的障害教育経験の浅い知的障害特別支援学級担任の専門性向上を目指し、授業づくりのためのサポートキットの開発を行うことを目的とする。

本研究により、特別支援教育経験、特に知的障害教育の経験が浅い教員の授業力向上のための方途を見出すことができる。また、特別支援教育支援員や中堅・ベテランの担当者、管理職などが知的障害特別支援学級担任をサポートするチームとしての活用可能性も考えられ、本研究成果の各自治体研修講座への活用など、教員の専門性の向上とインクルーシブ教育システム構築への貢献が期待できるだろう。

1.2. 研究構想と研究の構造

本研究は研究 A から研究 D の 4 つの研究から構成されている。図 1-2-2 に研究の全体構想図を示した。

研究 A では、後述する研究 B の知見を加味しながら、経験の浅い知的障害特別支援学級担当者を対象とした、「知的障害特別支援学級担当者サポートキット」の試作版の開発を行う。

また、研究 B として、研究分担者及び委託研究受託者は研究協力校での事例研究を行い、サポートキットの構成内容に関する検討を行うとともに、得られた事例データをサポートキットに指導例の掲載材料とする。なお、1 年目は知的障害特別支援学級における授業づくりのポイントを明らかにし、2 年目は学習評価の実践的な運用について事例検討を行うこととした。しかしながら、1 年目の年度末より、新型コロナウイルス感染症対策により、学校現場での研究が本研究所では原則禁止となったため、本研究所の担当する事例研究では、1 年目の事例の詳細な分析を行い、授業づくりのプロセスにおける教員の思考プロセスの分析を行い、2 年目の新たな事例検討は委託研究においてのみ行うこととした。無論、委託研究においても学校への訪問回数には制約があり、ごく限られた時間数での事例検討となっている。

研究 C では、研究 A で作成した「知的障害特別支援学級担当者サポートキット」試作版について、その内容や活用方法についてモニター調査を実施し、含めるべき内容や改善点について探った。モニター調査は、研究 C-1 として教員対象（経験の浅い者、長い者の両者）のインタビュー、研究 C-2 として経験の浅い教員対象のモニター・アンケート、研究 C-3 として研修講座におけるモニター・アンケートの 3 つを行うことを予定していたが、1 年目の年度末からの新型コロナウイルス感染症対策により、学校現場の負担軽減のため、研究 C-1 と研究 C-2 は調査の規模縮小、研究 C-3 は予定していた研修講座の中止のため教育センタ

一指導主事対象のモニター調査へ変更を余儀なくされることとなった。

研究 D では、研究 A～C の結果を受けて内容の更なる修正を行い、完成版を作成することとした。

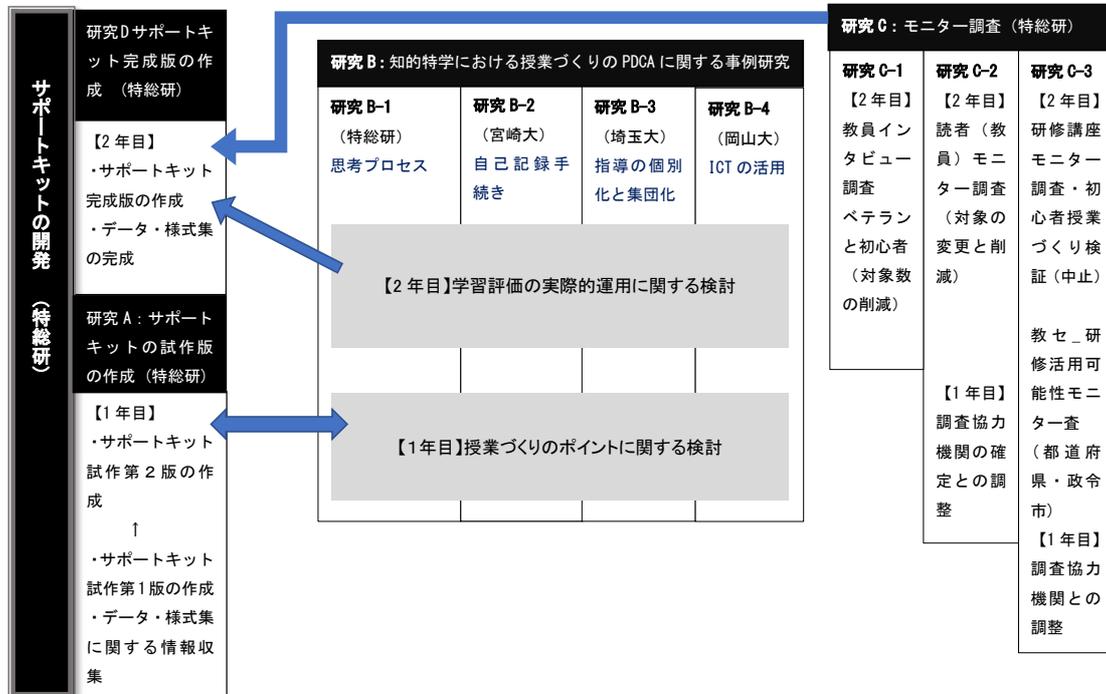


図 1-2-2 研究の全体構想図

1.3. 研究体制

研究に参画したメンバーや機関は以下の通りであった。

研究代表者

涌井 恵

インクルーシブ教育システム推進センター主任研究員

研究副代表者

村井 敬太郎

インクルーシブ教育システム推進センター主任研究員

所内研究分担者

神山 努

研修事業部研究員

坂本 征之

研修事業部主任研究員

平沼 源志 研究企画部研究員
横尾 俊 インクルーシブ教育システム推進センター総括研究員

委託研究受託者

長江 清和 国立大学法人埼玉大学教育学部 教授
丹治 敬之 国立大学法人岡山大学教育学部 講師
半田 健 国立大学法人宮崎大学教育学部 准教授

研究協力者

中村 大介 文部科学省 特別支援教育調査官
新谷 喜之 玉川大学 教育学部 教授
福本 徹 国立教育政策研究所 研究企画開発部／生涯学習政策研究部
総括研究官
高橋 玲 群馬県立しらがね特別支援学校 校長
米田宏樹 筑波大学人間系 障害科学域 准教授
大谷珠美 横浜市立戸塚小学校校長（令和元年度横浜市立小学校長会会長）
佐野健志 千葉県木更津市立木更津第三中学校 教諭

研究協力機関

千葉県総合教育センター
横浜市教育委員会
埼玉県越生町立梅園小学校
埼玉県三郷市立早稲田小学校
千葉県柏市立高柳西小学校
横浜市立東希望ヶ丘小学校

1.4. 研究成果の公表

本研究から得られた研究成果について、下記の通り、学会発表や雑誌での発表を行った。

<自主シンポジウム>

- ・知的障害特別支援学級における授業づくりのポイントと専門性向上，自主シンポジウム 71，日本特殊教育学会第 58 回大会(2020 福岡大会)，web 開催

<ポスター発表>

- ・小学校知的障害特別支援学級担任の単元計画における思考プロセスの特徴に関する予備的検討, 平沼源志・神山努・涌井恵・村井敬太郎・横尾俊・坂本征之, 日本特殊教育学会第58回大会(2020 福岡大会), web 開催

<民間雑誌>

- ・平沼源志 (2019) 「久里浜だより 522: 二〇一九年度に本研究所が実施する研究の概要について, 第67巻6号(通巻792号), p.22-23, 慶應義塾大学出版会
- ・比嘉亮太 (2020) 実践 6: 自分の好きなことを動画で伝える主体的な学びの習慣を達成する, 実践障害児教育, 2020年8月号(566号), p.50-53 学研教育みらい
- ・加藤郁子 (2021) 実践・解説 1: 情報活用能力の育成を意図した教育内容の配列と実践, 特別支援教育研究, 2021年1月号(通巻761号), p.8-11, 東洋館出版社.

引用文献

- 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 (2019) 児童生徒の学習評価の在り方について (報告) .
- 国立特別支援教育総合研究所 (2014) 知的障害特別支援学級 (小・中) の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査—研修、支援体制からの考察— (平成24年度～25年度) 調査報告書, 国立特別支援教育総合研究所.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2015) 知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究—特別支援学校 (知的障害) の実践事例を踏まえた検討を通じて— (平成25年度～26年度) 研究成果報告書, 国立特別支援教育総合研究所.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2020) 知的障害特別支援学級の教育内容・方法等に関する全国調査報告. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第9号, pp.11-17.
- 文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領 (平成29年告示), https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf (2021年3月31日閲覧) .
- 文部科学省 (2017) 中学校学習指導要領 (平成29年告示), https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf (2021年3月31日閲覧) .
- 文部科学省 (2018) 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説総則編, https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf (2021年3月31日閲覧) .